

# 騒音規制法施行令

## 別表第一

番号	施設の種類
一	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
二	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）
四	織機（原動機を用いるものに限る。）
五	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）
六	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）
七	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
八	抄紙機
九	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
十	合成樹脂用射出成形機
十一	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

## 愛媛県公害防止条例施行規則

騒音発生施設

別表第4

騒音発生施設

番号	施設の種類
一	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
二	セメント製品製造機械であつて、次に掲げるもの ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機 イ コンクリートブロックマシン
三	ねん 撚 糸機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
四	工業用動力マシン
五	木材加工機械であつて、次に掲げるもの ア ジェットバーカー イ ロックバーカー ウ チェンバーカー
備考	工業用動力マシンについては、同一工場又は事業場に30台以上設置されている場合に適用する。